

報告事項ウ

鳥取西高等学校改築整備事業の現状等について

鳥取西高等学校改築整備事業の現状等について、別紙のとおり報告します。

平成21年12月18日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取西高等学校改築整備事業の現状等について

平成21年12月18日
教 育 環 境 課

鳥取西高等学校の改築については、改築基本計画の策定、改築基本設計の作成を終え、改築実施設計の作成をほぼ終えようとしています。文化財保護法に基づく文化財（史跡鳥取城跡附太閤ヶ平）の現状変更許可の申請に当たり、現在、鳥取県文化財保護審議会など関係者との調整を行っているところです。

改築の経緯と現状

鳥取西高等学校の大部分の校舎は、築後40年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、生徒の安全と学習環境改善のため改築整備が必要とされた。

しかし、敷地の大部分は国の史跡に指定（昭和32年）されており、現在地（三の丸跡地）での改築については、文化財保護法により文化庁長官の許可が必要であり、現在まで文化庁と協議、相談を継続的に行ってきた。

また、文化庁の許可要件として、史跡を管理する鳥取市が実施する史跡整備計画との整合性を図る必要があり、調整を行ってきた。

平成14年10月	県議会で現在地存置の陳情が「趣旨採択」
平成19年6月	鳥取西高等学校改築整備基本計画策定
平成20年6月	鳥取西高等学校改築基本設計作成
平成20年11月	鳥取西高等学校改築実施設計作成開始・・・現在、策定中
平成21年4月	文化庁指導により第2グラウンド（史跡外）の文化財調査開始 ・・・現在調査中

こうした中、本年10月5日に鳥取県文化財保護審議会から文化財保護法の主旨に鑑み、史跡保護の観点から校舎を全面的に史跡外へ移転するよう要望書が教育長に提出された。

<鳥取県文化財保護審議会の要望書の概要>

- (1) 国史跡指定地である三の丸については、その学術的な重要性和文化財保護法の主旨に鑑み、現在の校舎改築計画を中止し、校舎を全面的に史跡外へ移転すること。
- (2) 史跡の指定地外である同校第2グラウンドで確認された、幕末期の靱蔵跡と推定される遺構等については、その学術的な重要性に鑑み、現行の史跡指定地と一体で保存し、当該地区の史跡への追加指定を図ること。
- (3) 今後、文化財保護に関する重要な案件が生じた場合、本審議会に速やかに説明をし、意見を聞くこと。また、その他専門家や県民の意見を広く求めること。

一方、鳥取西高等学校関係者から「現在の計画の推進」の要望書が提出された。現在、県文化財保護審議会委員や文化庁担当者と文化財現状変更許可申請を提出する方向で県の考え方を説明し、調整しているところである。